

## □ 令和4年度 第2回鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会 議事録

1 日 時：令和4年12月8日（木） 9:30～12:00

2 場 所：鈴鹿市役所502・503会議室

3 出席者：

（構成員）中野座長，衣斐弘行，大森尚子，鈴木えりも，道田美貴，内藤俊樹，古谷洋  
伊藤裕偉，船入真由美，伊藤克哉，松浦洋幸

（事務局）文化財課長 山田昭弘

文化財課文化財G 中尾文，土屋潤一郎，加藤誠，代田美里，田中里美

文化財課発掘調査G 田部剛士

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課有形文化財班 和澄さやか

4 議 事 報告事項

(1) 地域計画作成の進捗状況について

(2) 令和4年度第1回鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会での御意見について

協議事項

(1) 令和4年度鈴鹿市文化財保存活用地域計画中間報告書（素案）について

(2) 別冊資料編の作成について（再）

(3) 未指定文化財リストについて

5 内 容

事務局：鈴鹿市情報公開条例第37条の規定により会議は公開が原則。

本協議会についても傍聴要綱を定め、傍聴を認めている。現在、傍聴人はいない。

会議の内容は議事録を作成し、市のホームページで公開する。

座 長：議事は、項目ごとに事務局から説明し、皆様からご意見いただく。また、この協議会は、事務局の説明に対し意見を頂戴する事を目的としており、決定権はなく賛否はとらない。

《事務局から報告事項(1)「地域計画作成の進捗状況について」、報告事項(2)「令和4年度 第1回鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会での御意見について」を一括して報告》

事務局：それでは、資料1をご覧ください。本日の協議会は、上から3行目ですが、「協議会」と書かれた黒い少し太い線で囲まれたところになる。本日は12月の協議会のところで、12月前半に「意見聴取」と書いてあり、ここの箇所になる。

並行して、すぐ上にも「メールにて意見聴取」と書かれていて、こちらが鈴鹿市の文化財の保護審議会の「文化財調査会」である。こちらは12月に開催はしないため、メールで後日、意見聴取を文化財調査会の先生方にも同じようにこの素案でしていく形で予定している。

本日に至るまでに、先ほど赤色のセル、赤い四角の中を見ていただいたが、10月に緑色の四角がある。今回の素案の前にも、もう一度計画の案を秋に作っていて、骨子案4を文化庁の文化財調査官にご覧いただいている。10月には文化財調査官を鈴鹿市にお呼びし、1日かけて鈴鹿市内を回っていただき、4つの関連文化財群や、核になっている文化財や歴史文化や、鈴鹿市の特徴や歴史文化の特徴というのを見ていただき、今の計画が鈴鹿市らしさをしっかりくみ取っているかどうか、というのをご覧いただいた形になっている。鈴鹿市の実態や、今の計画等を見ていただき、内容としては鈴鹿市らしさをうまく汲み取っているのではないかと、という講評をいただいている。

本日は、赤色のバージョンの素案1で、事前に配布させていただき、今日協議いただく資料があるが、この素案1でご意見いただいた後、修正を施していく。次に、2月の下旬完成予定の青色の素案2で、改善版を作っていく。この1と2の間に鈴鹿市の市長・副市長、庁内の行政連絡会議、議会で見いただくような流れを今想定している。1と2の間、赤と青の間にも、もう一つぐらい改善案を作っていくかといけないという形になっている。

赤版を今回協議いただき、冬の終わりに青版を作り、3月に少し修正をした後、来年度明けてすぐの4月にパブリックコメントを実施していく形になっている。パブリックコメントを実施し、市民の方からいろいろなご意見をいただくことになるので、そのご意見をある程度計画に反映することもあると思う。パブリックコメントの結果とそれを反映させた計画を、改めて来年7月に次回の協議会を開催するので、その時にご覧いただく。その時は意見聴取という形よりは報告中心になるかと思うが、次回の協議会は来年7月の赤の部分。こちらの7月下旬ごろを予定している形になる。

計画作成における最後の協議会が来年7月にあるので、協議会の後、文化庁と最終調整で、修正という指示が出ると聞いている。直前まで文化庁と調整し、9月に完成して、12月に国の審議会に認められて認定という流れである。では、事項書2番、資料2をご覧ください。前回、8月の協議会でご意見をいただいた。回答については資料2のとおり、青字による回答のとおりである。

前回の協議会において、構成員の皆さまからはアイデアをいただいているが、全てのご意見に答えられない、見送らざるを得ないこともあり、今回、内容としてお断りさせていただいているものもある。1、2番の報告事項につきましては、事務局からは以上である。

座長：この協議会として意見聴取を行う場合は今回が最後ということで、よろしくお願ひしたい。今の報告事項1と2でご意見ある方は、挙手でご指名したい。ないようであるため、次の協議事項に入りたい。

《事務局から協議事項1の「令和4年度鈴鹿市文化財保存活用地域計画中間報告書(素案)」を説明》

事務局：初めに全体を通しての説明になるが、今回の素案の策定に当たり、前回から見比べると、1章から8章まで全部多少の差はあるが、全編に手を入れ直した形になっている。しかし、課内での読み込みや確認作業というのがまだ足りていないところがあり、軽微な間違いや誤字・脱字などを中心に、直さないといけないところが多く残っている。しかし、今回のものをベースにして、来年4月のパブリックコメントで使用していく形で考えている。

8月の協議会で提示した骨子案に対して意見聴取したものに、できる限りの修正を施しているというバージョンであるため、大筋はこれでいくという前提で考えていただきたい。皆さまから本日いただくご意見の反映については、可能な範囲にとどめて直していくということをあらかじめご理解いただきたいと思う。

今回の素案において写真がまだ一部そろっていないところがあり、文章が中途半端であったり、軽微なミスというのは多数残っている。ルビも付いているところがあったり、付いていなかったりというところもある。5章の関連文化財群の説明の3と4は、素案としながらもまだ執筆が途中のところが残っている。6章の行政の課題を書いているところがあるが、表現の改善が必要である。7章の保存・活用に関しての措置の内容、何を取り組むかについても課内を中心にした再度吟味が必要な状況である。

それでは本冊の1章、1ページをご覧ください。今回の協議会では、130ページ近くになってしまったこの本冊全てをご覧くださいご意見いただく形は難しいと思うので、前回からある程度大きく変わったところを中心に見ていただきたいと思う。

1章は、地域計画作成の背景と目的のところ、こちらの表現に一部気になる表現があったので、「また、鈴鹿市は豊かな歴史文化に恵まれている歴史ある地域でありながら」というところからの文章を、少し表現を改め、前向きな形に少し変えている。

この背景と目的については、文章の構成として、最初に文化財は後世への最大の贈り物だということ述べている。2番目に、今の鈴鹿市が抱えている課題、地域計画着手に至る理由を述べている。未指定文化財の保護の方針がまだ決められていなく、市民の認知の低さに課題を残していると。また、保存継承もどんどん文化財が失われていて、そういった課題を解決していかないといけないということである。最後、3番目に保存活用計画が完成した時のメリットという形で書いてある。こういう理由で鈴鹿市は地域計画を作っていくという全体の流れは前回と一緒であるが、先ほど申し上げた「また」から始まる表現だけ少し変更した。1章のこの部分でまだ修正の余地があるかどうか、この辺りでご意見がもしあればいただきたい。

座長：この部分についてご意見のある方はいるか。ご意見がないということで、次に進めていく。

事務局：次に第3章に鈴鹿市の文化財の特徴について、こちらは文化庁からの指示もあり大幅な改訂をしている。

鈴鹿市の文化財の特徴を語っていく上で、文化財保護法で分類されている文化財の種類を6類型と言ったりするが、有形文化財の特徴、無形文化財の特徴、民俗文化財の特徴、記念物の特徴、文化的景観の特徴、伝統的建造物群の特徴の全てで特徴をまとめるようにと文化庁から指摘などを受けたため、改めて文書を作成した。

指定文化財を中心にまとめている形になり、最後の文化的景観と伝統的建造物群については、指定されているような景観が鈴鹿市にはないが、指定を受けてはいないものの、特色のある景観、鈴鹿市の中でも伝統的な建造物が残っている所はこういった所である、といった形で紹介している。ここが新たに追加したところで、何かご意見があればお願いしたい。

座長：この部分についてご意見あるか。ないため、次へ進めていただきたい。

事務局：掘り起こしをして1,800件ぐらい今見つかっているという未指定文化財であるが、こちらでも未指定文化財の特徴を書き記すとともに、6類型に分類した件数を、この表に書き入れていかないといけないことになっている。今月をめどに調査して埋めていく形で対応していく。

前回までの協議会において「鈴鹿市の歴史文化の特徴」で、鈴鹿市海軍工場が出てこないことにご意見いただいた。軍事施設や、そういった軍都から始まった鈴鹿市は鈴鹿市の歴史を語る上で、特徴に出すべきではないかというご意見をいただいていた。同時に、産業という取り扱いで、海軍工場や軍用品を作っていた産業ということで入れやすいのではないかと、というご意見もいただき、「鈴鹿市の歴史文化の特徴」でこれまで3つ挙げていたものをもう一度考え直した。

産業という取り扱いのご意見を参考にし、「鈴鹿市の歴史文化の特徴」の3番目として、「風土の特性を生かした産業の歴史文化」を新たに加えた。

「鈴鹿市の歴史文化の特徴」として今までの「有力者たちが遺した歴史文化」、「海とみちにまつわる多種多様な歴史文化」と、「人々のための歴史文化」のような形で3つ作っていたが、その3つ目を解体し、「風土の特性を生かした産業の歴史文化」と、「人々が心の拠り所とした歴史文化」という形で、3つだったものを4つに改めて考え直した。

その際、産業についてご意見をいただいた鈴鹿墨のキーワードも加えた。また特徴の4として、「人々が心の拠り所とした歴史文化」については、寺院や神社のご本尊・ご神体はもとより、偉人にまつわる歴史文化や、伝統行事、大切に地元の人たちに守りつがれているもの、信仰の対象となっているような樹木、を対象にして再度構成した。

文化財部局としては、3つだったものを4つに再構成したことにより、鈴鹿市として語るべき歴史文化の特徴を、より網羅して語れるようになったのではないかと考えており、ご意見があればいただきたいと思う。

この4章の歴史文化の特徴を4つにしたことについて、ご意見があればいただきたい。

- 座長：歴史文化の特徴のところ、前回の協議会の中で3つを4つに分けてよいか確認させていただいたと思う。その4つの中で、意見の中でこういうのが漏れているのではないかという意見もあり、その観点から取り上げていくと、三群の中に追加していく説明という流れになっている。
- 委員：63ページの下から6～7行目に織田信孝とある。  
これは神戸に入っていたから、神戸ではないか。
- 事務局：検討する。事務局としては、織田信長ファンなどもとり込みたい気持ちもあり、織田という形で使わせてもらった。
- 委員：織田に戻るが。
- 事務局：例えば括弧書きなどでいいのかとは思いますが、検討する。
- 座長：そのほかご意見あるか。委員どうぞ。
- 委員：写真の中で一番上にヤマトタケル石像の写真がある。こちらは恐らくJR井田川駅の前だと思う。井田川駅は、亀山市に所在がある。鈴鹿市でいうと、加佐登神社にもヤマトタケルの石像があるので、鈴鹿市が作るのなら鈴鹿市に立っているものにされてはいかがかなと思う。
- 座長：差し替えを検討いただきたい。ほかになれば、次にいきたいと思うので、引き続きご説明をお願いしたい。
- 事務局：4章から5章の関連文化財群につながっていく時に、少し流れが悪いようなところがあるとの意見もいただきおり、今までの表現とつなげ方を変えた。5章の4つの関連文化財群のつながり方をご確認いただきたい。4つの歴史文化の特徴を導き出してきたので、関連文化財群でもその特徴が学べるような形につながっていくと理想的であるため、新たに追加したところに、ご意見をいただきたい。  
もっと淡白な感じで、1ページにまとめていたが、それだとせつかく4章までで特徴を分類してきたものが、次につながっていくような感じの流れではないというご意見をいただいていたので。
- 座長：だから流れるような感じで説明文を追加して、あとの構成文化財の部分については、その前の前段の部分を追加したということか。
- 事務局：そうである。  
関連文化財群の4つの説明に入る前の前段の部分を4章からつながるような感じで編集し直したが、少し理屈っぽいところがあるので、分かりにくいあるいはこれは不要であるところがあれば教えていただきたい。
- 委員：この「古い物」という言葉の使い方はどうか。「古い物」は学校教材や観光資源として・・・とあるが。
- 事務局：文化財の世界では、50年たったものは文化財と見なすという考えが一つの基準とされている。それを一般の人たちは文化財というふうには捉えられずに、古くてよく分からないものであると捉えがちである。「古い物」として家庭や地域に埋没している物の中にも価値のある文化財は存在していると表現したが、少し気になるか。
- 委員：昔のものや、貴重と思える古いものとか、その辺はどうか。少しご一考願いたい。

座 長：ほかにありませんでしょうか。委員どうぞ。

委 員：今のご意見ですが、私は「古い物」と言ってしまったほうがいいかなという気がする。歴史を感じさせるものなど、そういうものは人によって違う。自分の思っている範囲だけで、これは大事なものだというような意味を持つのではなくて、とにかく身の回りにある古いものを、もしかしたら価値のあるものかもしれないという目で見るとするには、一般の人が古いものと思っているもの全般を見て、それが活用されれば、そこに書いてあるように「生きた文化財」になるという、逆に言うと対比が必要かと思うので、「古い物」という表現は悪くないと考えている。

もう少しほかの表現がいいかもしれないが、なるべく価値判断をしない段階での言葉があったほうがいいのかと思うので、ここの「生きた文化財」になるのだというところを太字で書いてもらいたいかなというぐらいである。ひょっとしたら見過ごすものもあるかもしれませんがという感じで、そのニュアンスを伝える言葉になってもいいと思う。

委 員：古いものが捨てられる世の中だから。

委 員：そうです。古いものという、つい何でもみんなごみに近いものだと思って見がちであるが、もしかしたら活用できるかもしれないという可能性を語るのであれば、この表現がいいかなと思う。

事務局：私も文章を作った時に、「生きた文化財」との対比で価値が認められていないもの、玉石混交とか、そういうもので「古い物」という言葉を選び出したところがある。ただ、この後パブコメなどをしていく上で、表現にはいろいろ気を付けたほうがいいのかと思うところはたくさんあるので、また読み込んで検討していこうと思う。

座 長：そのほかなければ、ここの項目については終わらせていただき、次に進めさせていただきたい。

事務局：関連文化財群について、いろいろと手を入れたが、今回は協議を割愛させていただく。

6章の展開というのは、今の計画では理念があって、基本方針があって、課題の整理という形で流れているが、そもそもは課題が先にあって、理念、方針という順番であった。文化庁から入れ替えたほうがよりすっきりするのではないかという意見をいただいた。先に理念、基本方針を決めてもらって、課題という形にしたらどうかということで、それに沿う形で順番の入れ替えを行った。基本理念と基本方針は、基本的に今回は編集しておらず順番を入れ替えただけである。文化財行政の現状と課題については、前回から表現についてご意見をいただいたが、表現の改善は今のところ変えていない。見直をしたが、少し追加したい内容もあり、今後は表現の改善を図りながら追加していく形になる。これまでは鈴鹿市全体としての現状と課題として市民アンケートと地域づくり協議会アンケートの結果を基に鈴鹿市の市民が抱えている感じているような現状や課題を書いていたが、前回までの表現が淡白であったこともあり、もう一度書き直した形になる。

アンケートの分析前の結果については、本冊とは違って別冊のほうで公開して

いこうと考えている。本冊の中では、特に鈴鹿市の保存活用計画の方針になる「教育」と「継承」と「地域振興」その3つの観点に絞っている形になる。このように6章についていろいろ手を入れているが、何度も申し上げているように、行政の現状と課題については、いろいろ表現の改善が必要だと思っている。改めて6章で、特に行政の課題と現況について何かご意見を伝えたいという方がいたらお願いしたい。

委員：6章の中の基本理念、基本方針のところ、冒頭、計画の位置付けから続いていると思うが、上位計画が総合計画2023となっていて、それに書かれている柱が基本理念、基本理念ということで続いているかと思う。

こちらの計画が令和5年の12月に認定で、この上位計画の総合計画2023の計画自体が、この本計画が出来上がった3カ月後で終わる計画だと思う。次の総合計画が2031というのか分からないが、そこで書かれている「柱」が変わってしまうような可能性はあるのかなとも思う。8年計画の残り数カ月だけの総合計画の「柱」を基本理念、基本方針として記載をして、もし変わってしまった時に、冒頭に計画の位置付けで“総合計画と整合性を図る”となっているが、新たな総合計画になってしまうところとの整合の取り方、考え方とはどのようなものなのか。例えば変わってしまったら、すぐそこで見直しをかけなければいけないのか、その辺の総合計画との整合の図り方はいかがか。

事務局：作り始めた時からそういった認識はあったが、そこをどう対応していくかまでは、しっかり作っていない。課内でしっかり考えていけないといけない。それにこれは非常に重要なところで、いい意見・指摘をいただいた。

この地域計画自体は、何年かに1回大幅な改訂をしていく予定。4年に1回、5年に1回の改訂の時に、現行の総合計画に合わせるのかと思っている。今後、認定する文化庁の意見も聞きながら、しっかりと準備しておかないといけないところである。

委員：計画を考える中で、当然今の2023がないと進まないというところがあるが、そこまで2023に書いてある具体的な文言で方針や理念という記載をしてしまうと、後々大変なのかと。言い方は悪いが、少し逃げられるような文言にしておかないと、後々、大事な基本方針ががらっと変わるということになってしまうと大変なのかなという気がして、少し心配している。

座長：この部分については、文化庁さんとも一回相談していただくということで、お願いしたい。

事務局：第7章の「保存活用に関する措置」について説明をする。こちらは前回までと似たような形になっているが、枠を少し変更した。

今まで取り組み主体として4つ分類していて、行政、専門家、団体、市民のような感じで、今までも取り組み主体をそのように分類し、どこを組み合わせしていくかという形で丸を付けていたところがあった。今までの分類の方法だと、事務局として分類しづらく、分かりにくいところがあったため、改めて分類方法を変え、取り組み主体のところを行政、所有者、専門機関、市民という形で分類し直している。取り組み主体は、行政というと鈴鹿市が中心で、あと県や国も入る。所有者でいうと、文化財の所有者であったり、文化財の管理者に位

置付けられている人たちであったり、文化財に直接関わっていく人たちのことである。次、専門機関というのがあるが、こちらについては専門的な知識や技能を有した団体を想定していて、行政機関の場合、奈良文化財研究所や東京文化財研究所などからはじまり、三重県建築士会や三重県樹木医会などの専門的な知識や技能を持っている機関を考えている。最後に市民というのは、また所有者や専門家機関とも違った立場の人たちで、個人やNPO法人などでいろいろ文化財保存活用の活動をしてもらっている方がいて、そういった方たちは市民の方とした。この行政、所有者、専門家機関、市民という方たちの4種類で改めて主体の割り振りの見直しを行った。

また、「措置」自体も見直した。前回まで観光関連や商工会議所関連の人などからご意見をいただいた結果、新規事業を複数載せていたが、再考した結果、人員体制的に厳しいものについては、今回削除した。

現状の文化財の課内体制は、慣性的に人手が足りていない状況に陥っている。来年度以降、そこが人手などの面で劇的に解消されるような見込みがないため、取り組むべき措置については見直しを図っている。特に、保存や教育に向けた措置については、必須と考えられる措置、ぜひやるべきだという措置も幾つかあるので、そういった措置を優先的に残した結果、観光や産業と連携していく新規事業については一部縮小をさせてもらっている。

しかし、地域計画の目的としては、やはり観光と文化財の連携の強化が今後の時代にかなり必須になってくる場所である。国自体も文化財観光を一つ大きな柱に今後しているところがあるし、文化財課としても観光・産業との連携の強化は今後進めていかないといけないことだと思っている。

今後、この協議会で作成した後も協議会を定期的に年に1回程度開いていく予定である。毎年、事業については議論を続けさせていただき、改訂などの段階で観光、商業、産業との連携については、充実させていただきたい。

座長：意見をもらう前に少し確認であるが、前回の策は、たくさん措置のものを挙げていたということであるが、これは計画期間が10年間で、その中の前回まで挙げていたものが実施できないということで、その10年間でできる部分を絞り込んだという解釈であるのか。

事務局：計画は8年である。

8年全体までは考えていなくて、4年先まで見据えた時、これだけたくさん新規事業をやるのは厳しいとなり、今回の策のとおりになった。

座長：そうすると、4年先のことを考え、まずはこのように絞り込み、それから1年進めていく中で、変更などで追加や意見を聞きながらやっていくと整理したということでしょうか。

事務局：そうです。前回、今年の春ぐらまでの段階ならば、これくらい手を広げてもできそうかと思っていたが、現在は新規にいろいろなことを始めるのが難しいような状況に陥っている。

座長：そういう事情の中で、整理をした内容がここに挙げられているということであるので、それも含めて何かご意見いただけないか。

あと第8章は説明があるか。

事務局：第8章は、去年からの方はご存じかと思うが、鈴鹿市の地域づくり協議会が28地区あるが、その位置付けについて地域協働課の職員などと調整しており、その辺りや、組織図など一部修正を施している。しかし大体の感じは前回とあまり変わっていないので、こちらも意見をお願いしたい。

座長：全体を通して何かご意見はあるか。

委員：全体を見せていただき、大変よくできていると思うが、1点、どうかというところがある。それは未指定文化財の扱いのところになるが、未指定文化財は、件数が1,781件ということで数も把握されている。指定文化財をゆうに凌駕する数の未指定文化財の数は把握されているところと思うが、それが第5章の中で、未指定文化財が長く保存されるようにしていくためには、人々から認知をされ、教育や観光に活用されていくことが大切であると言われている。

その下で、教育や観光で活用されていくためには、全国的に見ても貴重な特徴があるものや、歴史文化を語る上で不可欠なものである、といったような点で、未指定文化財の多くは、あまり期待できないと想定される。今後どういう形で保存活用を図り、文化財の保存の中に生かしていくのかは、未指定文化財に対する意見というか、方向性ももう少し伝えていくと、文化財保存計画がもう少し分厚い内容になるのではというところが、率直な意見として感じたところである。

座長：貴重な意見をいただいたが、後の審議のところ未指定文化財のリストについての項目を設けているので、そこでそれを踏まえて回答していただく。

委員：全体的なところの記述で、例えば歴史的なところの記述について細かいところで幾つか気が付くところがあるので、この辺に関しては、後でまたメール等で送らせていただく。

文化財行政の現状と課題のところ、文化庁の指示でということもあるので、言うか、言わないか迷っていたが、気になったので言わせていただく。

ここに書いてあるのが、鈴鹿市が抱える非常に重要な課題であるという認識だということはよく分かるが、これに対してどうしていくかということが書いていないのが非常に気になるところである。あえてどこかというのは言わないが、幾つか行政として認識されていることがあるにしても、市民の意見等もあって書かれている箇所もあろうかと思う。

例えば、市民からこういう意見をもらっているところで課題だと考えているのだということもあろうかと思うので、その辺は表現のテクニックといったものを入れながらしていただいたらどうか。

座長：この辺はもう少し手を入れるということであるので、今のご意見も含めた中で考えていただいていた方がいいのかと思う。

ほかなければこの項目は終わらせていただく。

#### 《事務局から協議事項2の別冊資料編の作成について説明》

事務局：これも前回の協議会で提案したものとほぼ同じ内容であるが、この計画作成に合わせて見ていただいたのが本冊で、本冊とは別に資料編という別冊の作成を

考えている。この別冊資料編の内容としては主に教育や観光、地域、振興に向けて文化財、歴史文化の情報を掲載している。

本冊と同じように、PDF形式でインターネット上に公開して、教育や観光で使いたい人がダウンロードして中を見られる形に考えている。収録予定の内容としては、年表、指定文化財の詳細、登録有形文化財などのほか、これは制度が始まってからになるが、すずか遺産のリストや文化財の関連施設や関連団体、あと鈴鹿市とゆかりのある人物と、最後に地域計画を作成するために実施したアンケート結果も載せていく予定。

この内容については、教育現場からの要望に応えた形になる。昨年の教員アンケート結果から、文化財の関連施設というのはどこに何があるか、あと文化財や歴史を語ってくれる語り部のような人や団体は鈴鹿市にどのような方がいて、どこに連絡すればそういった人が教育現場をお手伝いしてもらえるのか、といった要望多くあることがよく分かった。それらの情報を一括して別冊としてまとめておくことで、鈴鹿市の文化財の活用が一層図られるのではないかとということで、こういう項目を入れようとしている。今日の協議会において、別冊を準備したかったが、間に合わなかった。

別冊は、本冊とは違い、認定に必須のものではない。しかし、先ほどお伝えしたように、あったほうが絶対に文化財の保存活用につながるものであると考えているので、計画の認定のタイミングで別冊も同じように作っていきたいと考えている。

パブコメにもかける必要がないものであるが、本冊の情報を一部補完するものという意味合いで、本冊と一緒にパブコメにかけるスケジュールで作成を目指している。何とか作成をして、年明けに、構成員の皆さまに資料編の作成後、報告させてもらおうと思っている。

座長：まだ資料ができていなくて手元にないが、別冊の資料編を作成していききたいということである。ご意見があればいただきたい。なければ、この協議事項については終わらせていただく。

#### 《事務局から協議事項3の未指定文化財リストについて説明》

事務局：資料5をご覧ください。去年、一昨年調査で1,800件の未指定文化財が今見つかっている。

しかし、それをそのまま国に報告できる状態ではなく、再度振り分ける作業が残っている。6類型に分類していくというのと、あと文化財課が存在の有無を確認できていないものが中にはあるので、その辺りを整理して幾つか抜いていく形の作業をする必要がある。12月いっぱいをめどに整理を行っている。

未指定文化財リストは国に提出するリストになる。国に提出するので、文化財保護法にのっとって6類型に分類もしないといけない。国の基準に沿って、1,800件出てきている地域のお宝を整理し、存在も確認して、6類型に分類もしているという形で国に提出していくものになる。未指定文化財は1,800件のうち、何件になるか分からない。未指定文化財のリストは、市が大切に保管し、国に

提出して、共有を図ることを目的とするものであり、非公開である。

ただ、非公開の未指定文化財リストだけでは、文化財保護法の活用ができないことになるので、活用を目的とした別のリストを作っていくことになる。一つが「地域の宝リスト」である。これは去年、おとし、地域に対して文化財の掘り起こしアンケートを行って出てきたものに、鈴鹿市の文化財課が把握している未指定文化財を加えたものになってきている。各地域から出してもらった未指定文化財のリストについては、今出てきている情報をもう少し整えた状態にした後、各地域でまちづくり、地域振興の材料として自由に使っていただく、という形で返していこうと思っている。

ただし、こちらについては、各地域づくり協議会に対応する地域のリストを返すが、公開をしていくものではなくて、地域と鈴鹿市でお互い情報を管理し合いながら、追加削除等を行う。

その予定の内容が資料4に挙がっている項目で、ご意見があったらいただきたい。

しかし、今のままだと、一般の市民などが未指定文化財の活用に全く関わられてこないということになるので、未指定文化財リストと地域の宝リストとは別に、すずか遺産制度というものを設け、鈴鹿市（文化財課）が認定していた未指定文化財をすずか遺産と認定していく。こちらは、ウェブで公開をしていく形になる。

すずか遺産リストについては、公開をする代わりに鈴鹿市がきちんと認定をしていくということで、未確定の情報などはウェブに上げるわけにはいかないの、認定の時には慎重に判断が求められる。教育や観光で活用してもらえよう文化財を選んで、優先順位の高いものから公開していく形になる。

リストは3種類作っていく。それぞれのリストについては、国の報告や地域振興の財源にしてもらったり、教育・観光で一般市民に公開したりという形で取り扱っていくことになる。未指定文化財については、1,800件が出ているが、未指定文化財という形では活用は難しいところがあるので、すずか遺産あるいは地域の宝という形でそれぞれ活用をしてもらおうと思っている。

しかし、それは今回委員がおっしゃったように、本冊の中で未指定文化財が1,800件あるのをどうしていくかというのは、方向が打ち出されているような記述が不足しているので、そこについてはまた考えないといけないかと思う。

すずか遺産制度の目的も未指定文化財の中から選び出した文化財を教育・観光に活用していく、ということも掲げてはいるが、未指定文化財がどうなっていくのかということを示すには、ここの場所だけだと分かりにくいのかなというところもあるので、どこかの場所で新たに入れるなりして対応する。

座長：確認であるが、この資料5の未指定文化財のリストというのが、今1,800とあるわけですね。

事務局：1,800件は正確には「地域の宝リスト」に近い。

地域から吸い上げた生データに鈴鹿市が付け足したデータというのが今1,800件で、このまま地域に返しても問題はないが、国への報告用としては、整理、分類が済んで精査されたリストとなる。

座 長：市民からの調査した結果、1,800件あるが、もっと絞り込まれていくという解釈でよろしいか。

事務局：そのとおりである。

座 長：委員，そういう流れですが，先ほどご質問があったものにさらに意見がある

委 員：すずか遺産リストというのは，大体どれくらいの数が想定されるのか。

事務局：おそらく，始めるだけでとても大変だと思う。地域に3つ，4つなら市全体で100件ぐらいで，地域に1個しかないというのも，子供たちが校外学習などに行くのに張り合いがないので，3つ，4つぐらいで100件ぐらいからはスタートしたいとは思っている。

座 長：では，未指定文化財リストについてほかにご意見あるか。

委 員：先ほどの教育と観光に最大限活用するという中での質問で，資料5で一般の公開というのはすずか遺産リストがあり，あとの2つは公開が無しというところで，一般の方が活用できるのはすずか遺産リストになってくると思う。すずか遺産リストの目的は，あくまで教育に活用するというところしか書いていなくて，活用方法も学校での活用を見越してというところで，観光で全く活用するという記載はないが，その整合性が取れていないのではないかと思うがいかがか。

事務局：“教育第一”として考えていたので，120ページなどを読んでみて整合性が取れていない。

委 員：制度の目的自体が教育のみでの活用となっているので，先ほどの観光でも最大限というところと少し違ってきていないのかなと思う。ほかで，観光で活用というのは公開がないので，活用できるリストはないのではないかと思う。

事務局：内容としては，観光でも活用していただくことを見越して作っていくが，ターゲットとしては小学校高学年，中学生ぐらいでも読んで内容が分かるようなものにしたいとは思っている。制度を解説する箇所が，7章の中でも教育への活用という部分であるので，観光の視点を取り除いてしまっているところがあると思う。

ただ，教育だけにしておくのはもったいないと思っていて，ユニバーサルデザインという言葉もあるように，中学生で読めるような，広く市民にみんな読んでもらえるような内容にしたいと思っている。観光という言葉は切ってしまうと，こちらに観光という言葉を入れる感じでもう一回整合性を取り直さないといけないかと思う。

委 員：ウェブで公開するので，当然どなたでも見ていただくことは可能である。関連文化財群を教育と観光への活用を最大の目的とするという中で，一般の方が閲覧できるリストであるすずか遺産リストの制度の目的自体が教育のみというのと，少しどうなのかなと思う。文言，表記の違いだと思うので，当然教育と観光で活用していくための制度の目的であるのであればいいのかと思うが，教育だけでいうと，そもそもこのリストは観光で活用しないという，鈴鹿市としての考え方になってしまわないのかなと思う。

事務局：もう一度整理して，全体を見直して整合性を取りたい。

座 長：ほかになければ協議事項3を終わりたい。

これで協議事項は全て終了した。事務局は，皆さまからいただいたご意見を十

分検討して、計画の作成を進めていっていただきたい。

《事務局より当面のスケジュールについて説明》

事務局：次回の協議会は7月に開催予定。

補足として

次回は来年7月予定であるが、その前に年明けすぐに別冊や、未指定文化財がどのような形になったのか、そういった今回間に合わなかったものについては1月に一度、資料を送付させていただこうと考えている。

その後、まだ1月、2月と編集作業を続けていき、令和4年度の事業の最後に出上がった今年度最後のバージョンを3月上旬ぐらいに、改めて送付をさせていただこうと思っている。

パブコメ前の最後の協議会ということであるが、経過についてはその都度資料を送付させていただいて、ご報告させていただこうと思っている。閉会。